

食安発0611第5号
26消安第1543号
平成26年6月11日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

対スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー輸出食肉の取扱いについて

標記については、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー政府当局より、対EU輸出食肉に適用される条件を適用することにより、我が国からの牛肉の輸入を認めることを確認した。このため、「対EU輸出食肉の取扱要綱」（平成25年3月29日付け食安発第0329第8号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、24消安第6381号農林水産省消費・安全局長通知別紙）に基づき認定されたと畜場及び食肉処理場において同要綱で定める要件に従って処理された牛肉であって、スイス、リヒテンシュタイン又はノルウェーへ輸出されるものについては、同要綱の5の（2）に従い食肉衛生証明書の発給を行うこととされたい。